

○海防法検査心得 I 技術基準省令 新旧対照表

改 正 後		現 行	備 考
(バラスト用油排出監視制御装置)		(バラスト用油排出監視制御装置)	MEPC. 240(65) の取り入れ
11. 1 (a) (略) (b) (略) (c) タンカー(技術基準省令第9条第1項第3号に規定する総トン数150トン以上のタンカーであつて領海の基線から50海里を超える海域を航行する国際航海上に從事するものに限る。)に設置すべきバラスト用油排出監視制御装置の技術要件は、条約上次のように分類されている。		11. 1 (a) (略) (b)	11. 5(j) 及び(k)から移動したうえ、一部改正
(1) IMO決議A. 496(XII)			
昭和61年10月2日前に建造され、又は建造に着手されたNNタンカー又はENタンカーであつてバラスト用油排出監視制御装置の設置時期(NNタンカーにおいては昭和57年6月1日まで、ENタンカーにあつては条約附屬書Iが発効した日(昭和58年10月2日)から1年経過する日まで又は3年経過する日まで)により、次の7種類に分類されている。第I類、第II類、第III類、第IV類(a)、第IV類(b)、第V類(a)及び第V類(b)			
(2) IMO決議A. 586(14)			
昭和61年10月2日以後に建造され、又は建造に着手されたNNタンカーであつて載荷重量トン数4,000トン以上のタンカーの場合のみ類、載荷重量トン数4,000トン未満のタンカーの場合には類の2種類に分類されている。			
(3) IMO決議MEPC. 108(49) (IMO決議A. 586(14)を改正したもの)			
平成17年1月1日以後に建造され、又は建造に着手された150トン以上の全ての油タンカーが対象。			
(4) IMO決議MEPC. 240(65) (IMO決議MEPC. 108(49)を改正したもの)			平成17年1月1日以後に建造され、又は建造に着手された150トン以上の全ての油タンカーであつて油濃度が75%以上のバイオ燃料混合油を運送するものに設置するバラスト用油排出監視制御装置の油分濃度計に対する試験基準が適用されることとなつた。
(k) バラスト用油排出監視制御装置の詳細な基準は、附屬書[7]、[8]及び[8-2]によること。			

11.5 (a)～(i) (略) <p>(j) タンカー(技術基準省令第9条第1項第2号に規定する総トン数150トン以上のタンカーであつて領海の基線から50海里を超える海域を航行する国際航海に従事するものに限る。)に設置すべきバラスト用油排出監視制御装置の技術要件は、条約上次のようく分類されている。</p> <p>(1) IMO決議A.496(XII)  昭和61年10月2日前に建造され、又は建造に着手されたNNタンカー又はENタンカーであつてバラスト用油排出監視制御装置の設置時期(NNタンカーにあつては昭和57年6月1日まで、ENタンカーにあつては条約附屬書Iが発効した日(昭和58年10月2日)から1年経過する日まで又は3年経過する日まで)により、次の7種類に分類されている。第I類、第II類、第III類、第IV類(a)、第IV類(b)、第V類(a)及び第V類(b)</p> <p>(2) IMO決議A.586(14)  昭和61年10月2日以後に建造され、又は建造に着手されたNNタンカーであつて載荷重量トン数4,000トン以上のタンカーの場合は類、載荷重量トン数4,000トン未満のタンカーの場合はB類の2種類に分類されている。</p> <p>(3) IMO決議MEPC.108(49) (IMO決議A.586(14)を改正したもの)  平成17年1月1日以後に建造され、又は建造に着手された150トン以上の全ての油タンカーが対象となり、当該船舶に対し、新たな基準が適用されることとなつた。</p> <p>(k) バラスト用油排出監視制御装置の詳細な基準は、附屬書 [7]、[8] 及び [8-2] によること。</p>	附屬書 [8-2] IMO 決議MEPC.108(49) 変更を反映) 油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書 2003年7月18日採択 2013年5月13日改正 (MEPC. 240(65))	MEPC. 240(65) による変更を反映 油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書 2003年7月18日採択 環境保護委員会は
--	---	--

委員会任務に関して、国際海事機関の第 38 条(a)を想起し、  
油水分離装置及び油分濃度計の国際的性能の仕様書の関する勧告を採択  
し、各國政府に対し合理的かつ実行可能であれば最大限同仕様書を採用す  
ること及びその適用の結果を機関に報告するように勧奨し、また適当な時  
期にガイドライン及び仕様書を再検討するよう委員会に勧奨した総会決  
議 A.586(14)に注目し、

さらに(MARPOL73/78)に関する1978年の議定書によって変更され、  
その中で上述の仕様書に言い及んでいる1973年船舶からの汚染防止  
のための国際条約附屬書 I 第 15 規則(3) (a)の供給に注目し、  
2003 年海洋環境保護委員会において採択され、2005 年 1 月 1 日に効力  
を持つ予定の操作排出要求に関する、MARPOL73/78 附屬書 I に追記されて  
いるような技術進歩を認識し、

その第 49 回会議において MARPOL73/78 附屬書 I の要件の観点で作成した  
改正ガイドライン及び仕様書を考慮して、

1. この決議の附屬書に掲げられ、2005 年 1 月 1 日以後にキールが据え  
付けられるか、又は同様な建造段階にある（以下「建造された」とい  
う。）油タンカーに適用される油タンカー用油排出監視制御システムのた  
めの改正されたガイドライン及び仕様書を採択する。
2. 各国政府に対し、2005 年 1 月 1 日以降建造された油タンカーについて、  
MARPOL73/78 条約附屬書 I 第 15 規則(3) (a) 項のもとで設置する油排  
出監視制御システムを承認する際に、この改正されたガイドライン及び  
仕様書を実施するよう勧奨する。

IMO 決議 MEPC. 240(65)

環境保護委員会は、  
委員会任務に関して、国際海事機関の第 38 条(a)を想起し、  
委員会により採択された「油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイド  
ライン及び仕様書」である決議 MEPC. 108(49)に注目し、  
さらに、決議 MEPC. 117(52)が採択され、MARPOL 条約附屬書 I が改正され、  
と、及び 2007 年 1 月 1 日に発効することに注目し、  
第 17 回ばら積み液体・気体小委員会において準備され、第 65 回会議にお

委員会任務に関して、国際海事機関の第 38 条(a)を想起し、  
油水分離装置及び油分濃度計の国際的性能の仕様書の関する勧告を採択  
し、各國政府に対し合理的かつ実行可能であれば最大限同仕様書を採用す  
ること及びその適用の結果を機関に報告するように勧奨し、また適当な時  
期にガイドライン及び仕様書を再検討するよう委員会に勧奨した総会決  
議 A.586(14)に注目し、

さらに(MARPOL73/78)に関する1978年の議定書によって変更され、  
その中で上述の仕様書に言い及んでいる1973年船舶からの汚染防止  
のための国際条約附屬書 I 第 15 規則(3) (a)の供給に注目し、  
2003 年海洋環境保護委員会において採択され、2005 年 1 月 1 日に効力  
を持つ予定の操作排出要求に関する、MARPOL73/78 附屬書 I に追記されて  
いるような技術進歩を認識し、

その第 49 回会議において MARPOL73/78 附屬書 I の要件の観点で作成した  
改正ガイドライン及び仕様書を考慮して、

1. この決議の附屬書に掲げられ、2005 年 1 月 1 日以後にキールが据え  
付けられるか、又は同様な建造段階にある（以下「建造された」とい  
う。）油タンカーに適用される油タンカー用油排出監視制御システムのた  
めの改正されたガイドライン及び仕様書を採択する。
2. 各国政府に対し、2005 年 1 月 1 日以降建造された油タンカーについて、  
MARPOL73/78 条約附屬書 I 第 15 規則(3) (a) 項のもとで設置する油排  
出監視制御システムを承認する際に、この改正されたガイドライン及び  
仕様書を実施するよう勧奨する。

いて「油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書」の修正が提案されたことを考慮し、

1. 油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書に対する2013年の修正を採択する。
2. 各国政府に対し、2005年1月1日以降建造された油タンカーについてMARPOL条約付属書I第31規則のもとで設置する油排出監視制御システムを承認する際に、この改正されたガイドライン及び仕様書を実施するよう勧奨する。

付属書  
油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書  
目次  
(略)

付属書  
油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書  
目次  
(略)

付属書  
油タンカー用油排出監視制御装置の改正ガイドライン及び仕様書  
目次  
(略)

- 3 定義
  - 3.1 油排出監視制御装置
  - 3.2 コントロール・セクション
  - 3.3 船外排出制御装置
  - 3.4 始動インターロック
  - 3.5 コントロール・ユニット
  - 3.6 PPM
  - 3.7 ベイオ燃料
- 3.1 油排出監視制御装置
- 3.2 コントロール・セクション
- 3.3 船外排出制御装置
- 3.4 始動インターロック
- 3.5 コントロール・ユニット
- 3.6 PPM
- 3.7 ベイオ燃料

1 序文  
1.1 目的

1.1.1 本ガイドライン及び仕様書は、MARPOL条約付属書I第31規則で要求されている油タンカー用油排出監視制御装置の設計、設置、性能及び試験に関する要件を含む。

1.1.2 本ガイドライン及び仕様書の目的は

1. MARPOL条約付属書I第31規則の要件の統一解釈を提供すること。
  1. 自国の旗を掲げている船舶にこの装置が備えられる場合、油排出監視制御装置のための適当な設計、構造及び運用要素を決定する主管庁を援助すること。
  2. 自国の旗を掲げている船舶にこの装置が備えられている場合、油排出監視制御装置のための適当な設計、構造及び運用要素を決定する主管庁を

1 序文  
1.1 目的

1.1.1 本ガイドライン及び仕様書は、MARPOL73/78条約付属書I第15(3)(a)規則で要求されている油タンカー用油排出監視制御装置の設計、設置、性能及び試験に関する要件を含む。

1.1.2 本ガイドライン及び仕様書の目的は

1. MARPOL73/78条約付属書I第15(3)(a)規則の要件の統一解釈を提供すること。
  1. 自国の旗を掲げている船舶にこの装置が備えられる場合、油排出監視制御装置のための適当な設計、構造及び運用要素を決定する主管庁を
  2. 自国の旗を掲げている船舶にこの装置が備えられている場合、油排出監視制御装置のための適当な設計、構造及び運用要素を決定する主管庁を

<p>.3 油排出監視制御装置の油分濃度計及びコントロール・セクションに対する援助すること。</p> <p>.3 油排出監視制御装置の油分濃度計及びコントロール・セクションに対して試験及び性能の要件を明らかにすること。</p> <p>.4 設置された装置の設置及び機能試験の船内設置許可の要件を明らかにすること; 及び</p> <p>.5 設備の船上検査のためのガイドラインを提供すること。</p> <p>1.1.3 本ガイドライン及び付属書は、MEPC. 1/Circ. 761 パラ 4.1 に従つて輸送される75%以上の石油が含まれたそれぞれ個別の混合バイオ燃料の監視に使用される油分濃度監視装置にも適用される。本ガイドライン及び付属書の規定は、油の監視を行つている限り、混合バイオ燃料についても、監視している油と同様に適用される。</p>	<p>.3 油排出監視制御装置の油分濃度計及びコントロール・セクションに対して試験及び性能の要件を明らかにすること。</p> <p>.4 設置された装置の設置及び機能試験の船内設置許可の要件を明らかにすること; 及び</p> <p>.5 設備の船上検査のためのガイドラインを提供すること。</p> <p>1.1.3 本ガイドライン及び付属書は、MARPOL 73/78 条約付属書IIの第14規則に従つて輸送されるC類、D類油類以降物質の監視に使用される油分濃度監視装置にも適用される。</p>	<p>2 経緯</p> <p>2.1 MARPOL 73/78 条約の付属書I 第15 規則(3) (a)規則に定める油タンカーカーのバラスト水及びタンク洗浄水の油分濃度測定に關する MAPOL73/78 条約付属書I の規定によれば、総トン数 150 トン以上の油タンカーカーは承認された油排出監視制御装置を設置しなければならず、かつ、装置は連続的に次の各号の記録をしなければならないとなつていて。</p> <p>.1 海里当たりリットル数で表した油の排出</p> <p>.2 排出油の総量又は排出油の総量に代え流液中の油分濃度と排出割合いずれの場合においても、記録は日時との対比が確実にならしむる場合には、少なくとも 3 年間はこれを保有しておかなければならぬ。</p> <p>2.2 MARPOL 条約付属書I 第15規則によれば、油排出監視制御装置は、海中へ流液が排出されるときは運転とならなければならず、かつ、油の瞬間排出率が第34規則上により許容される値を超えたときは、油水混合物の排出を自動的に確実に停止するものでなければならない。</p> <p>3.7 バイオ燃料</p> <p>3.7.1 バイオ燃料とは、MEPC. 2/Circular 付属書11に記録されているものであり、石油と混合することを目的としており、改正されたMEPC. 1/Circ. 761 に従つて混ぜられて輸送することができる製品である。</p> <p>5.7 油排出監視制御装置の日常点検・保守及び故障診断・解除の手順は、</p>
---	---	---

するため、用意されなければならない。	製造者の取扱説明書に明確に規定されなければならない。全ての日常点検・保守は記録されなければならない。
5.8 油排出監視制御装置の日常点検・保守及び故障診断・解除の手順は、製造者の取扱説明書に明確に規定されなければならない。全ての日常点検・保守は記録されなければならない。	
6.1.1 制御システムは、油タンカーの運航要件を満足するために必要な主管庁の判断に基づく、第30規則により認められた船外排出口を通した海洋への流液の排出を有効に監視、制御することができなければならない。	6.1.1 制御システムは、油タンカーの運航要件を満足するために必要な主管庁の判断に基づく、第18規則により認められた船外排出口を通した海洋への流液の排出を有効に監視、制御することができなければならない。
6.1.6 油排出監視制御装置の電気的部品は、これを危険な場所に設置する場合、当該場所に適用となる安全要件に適合するものでなければならぬ。	6.1.6 油排出監視制御装置の電気的部品は、これを危険な場所に設置する場合、当該場所に適用となる安全要件に適合するものでなければならない。
注 安全要件：IEC刊行物92の規定のもの又はこれと同等のもの。主管庁に認められたもの。	注 安全要件：IEC刊行物92の規定のもの又はこれと同等のもの。
6.8.2 MARPOL条約附屬書I第31規則1.4及び1.5に定める限度を超える場合、プロセッサは警報を発し、かつ、流液の排出を停止させる船外排出制御施設への指令信号を発する機構を備えたものでなければならない。	6.8.2 MARPOL73/78条約付属書規則9(1)(a) (IV) 及び(V)に定める限度を超える場合、プロセッサは警報を発し、かつ、流液の排出を停止させる船外排出制御施設への指令信号を発する機構を備えたものでなければならない。
6.11.1 油排出監視制御装置の故障の際用いる情報を入手するための代替手段は次によらなければならない。 1. 油分濃度計又はサンプリング系統：MARPOL条約附屬書I第32規則に規定される装置から得られる位置と水及び油の計測結果、流液排出箇所付近の水面の目視による監視、及び油計測線等、パートIIセクションHとIに正確に記録されたデータ 2. 流量計：ポンプ吐出特性等 3. 油タンカーの船速指示装置：主機 rpm等 4. プロセッサ：人手による計算及び手動操作 5. 船外排出制御：ポンプ及び弁の手動操作	6.11.1 油排出監視制御装置の故障の際用いる情報を入手するための代替手段は次によらなければならない。 1. 油分濃度計又はサンプリング系統：流液排出箇所付近の水面の目視による監視 2. 流量計：ポンプ吐出特性等 3. 油タンカーの船速指示装置：主機 rpm等 4. プロセッサ：人手による計算及び手動操作 5. 船外排出制御：ポンプ及び弁の手動操作
7.2.2 型式承認証書は、油分濃度計が承認された特定の用途、例えば原油、「黒もの」精製油、「白もの」精製油、その他の製品又は用途であつて証書に記載のため賃給するものでなければならない。	7.2.2 型式承認証書は、油分濃度計が承認された特定の用途、例えば原油、「黒もの」精製油、「白もの」精製油、その他の製品又は用途であつて証書に記載のため賃給するものでなければならない。
8.3 次の試験は、油排出監視制御装置のコントロール・セクションについて	8.3 次の試験は、油排出監視制御装置のコントロール・セクションについて

<p>を行う機能試験として行わなければならない。</p> <p>.1 警報機能の全てのチェック</p> <p>.2 P pm、流量及び船速の擬似入力信号を変えた場合における、信号プロセッサ及び記録装置の機能の正確さのチェック</p> <p>.3 MARPOL条約附屬書I第34規則1.4及び1.5に定める排出限度を超えるよう入力信号を変えた場合における警報/作動のチェック</p>	<p>を行う機能試験として行わなければならない。</p> <p>.1 警報機能の全てのチェック</p> <p>.2 P pm、流量及び船速の擬似入力信号を変えた場合における、信号プロセッサ及び記録装置の機能の正確さのチェック</p> <p>.3 MARPOL条約附屬書I第9(1)(a) (I-V)及び(V)規則に定める排出限度を超えるよう入力信号を変えた場合における警報作動のチェック</p>						
<p>付属書</p> <p>第1部 油分濃度計の型式承認のための試験と性能基準</p> <p>1.2.6 応答試験—異種油 残渣燃料油</p>	<p>付属書</p> <p>第1部 油分濃度計の型式承認のための試験と性能基準</p> <p>1.2.6 応答試験—異種油 残渣燃料油</p> <table border="1" data-bbox="588 1223 679 2121"> <tr> <td>6</td><td>舶用残渣燃料油—RMG35</td><td>RMG35 のパラメーターは、IS08217:2010(Corri1:2011(表1及び2)による</td><td>6</td><td>舶用残渣燃料油—RMG35</td><td>RMG35 のパラメーターは、IS08217:1996(表2)による</td></tr> </table>	6	舶用残渣燃料油—RMG35	RMG35 のパラメーターは、IS08217:2010(Corri1:2011(表1及び2)による	6	舶用残渣燃料油—RMG35	RMG35 のパラメーターは、IS08217:1996(表2)による
6	舶用残渣燃料油—RMG35	RMG35 のパラメーターは、IS08217:2010(Corri1:2011(表1及び2)による	6	舶用残渣燃料油—RMG35	RMG35 のパラメーターは、IS08217:1996(表2)による		
<p>1.2.7 白もの精製油</p> <p>計器が白もの精製油用として適当であると考えられる場合には、1.2.5及び1.2.6項の試験と同等の方法で次の石油製品に対してても試験すること。</p> <p>自動車用ガソリン ケロシン 舶用ディーゼル油又—DMA—ISO 8217:2011(表1及び2)</p>	<p>1.2.7 白もの精製油</p> <p>計器が白もの精製油用として適当であると考えられる場合には、1.2.5及び1.2.6項の試験と同等の方法で石油製品に対してても試験すること。</p> <p>自動車用ガソリン ケロシン 舶用ディーゼル油又—DMA—ISO 8217:1996(表1)</p>						
<p>1.2.8</p> <p>油分濃度計が、石油を75%以上含む個別の混合バイオ燃料に適していると考へられる場合には、承認が要求されるそれぞれの物質に対して1.2.5及び1.2.6項の試験と同等の方法で試験すること。図1の高能率シアポンプは、水流中で物質の適切な微細化を得るために試験中は高回転を維持すること。</p>	<p>1.2.8</p> <p>(新設)</p> <p>1.2.9</p> <p>(新設)</p>						
<p>個別の混合バイオ燃料は、石油の含有率75%及び99%で試験を実施すること。</p> <p>(以下、1.2.8-1.2.19を1.2.10-1.2.21に条移行)</p>							

様式  
個別のバイオ燃料混合物及び濃度\*

様式(P164)  
油類以外物質、他の精製物又は適用  
(削除)

MEPC. 240 (65)

表示値	読み值(ppm) 計測範囲	備考		
		ゲラブ サノフ	ゲラブ サノフ	
バイオ燃料 95%石油の混合 バイオ燃料の名前と 石油成分	%	15 100	ゼロ点再調整 時間 再校正 時間 洗浄 時間	はいりいえ** 分 はいりいえ** 分 はいりいえ** 分
バイオ燃料 99%石油の混合 バイオ燃料の名前と 石油成分	%	15 100	ゼロ点再調整 時間 再校正 時間 洗浄 時間	はいりいえ** 分 はいりいえ** 分 はいりいえ** 分
90% M.F.S.V. セロ記錄	—	—	—	—
90% M.F.S.V. セロ記錄	—	—	—	—

記入欄  
被測定液が本機計測するまでの時間  
の間を記入して下さい  
必ずした後と並んで、測定を行なうまで  
被測定液が本機計測されるまで  
測定を停止して下さい  
測定を止めた後、本機を空走するまでの間  
必ず記入して下さい  
記入欄  
2

\* このページはバイオ燃料混合油について検査を行った時の記述欄に含めること  
\*\* 測定開始

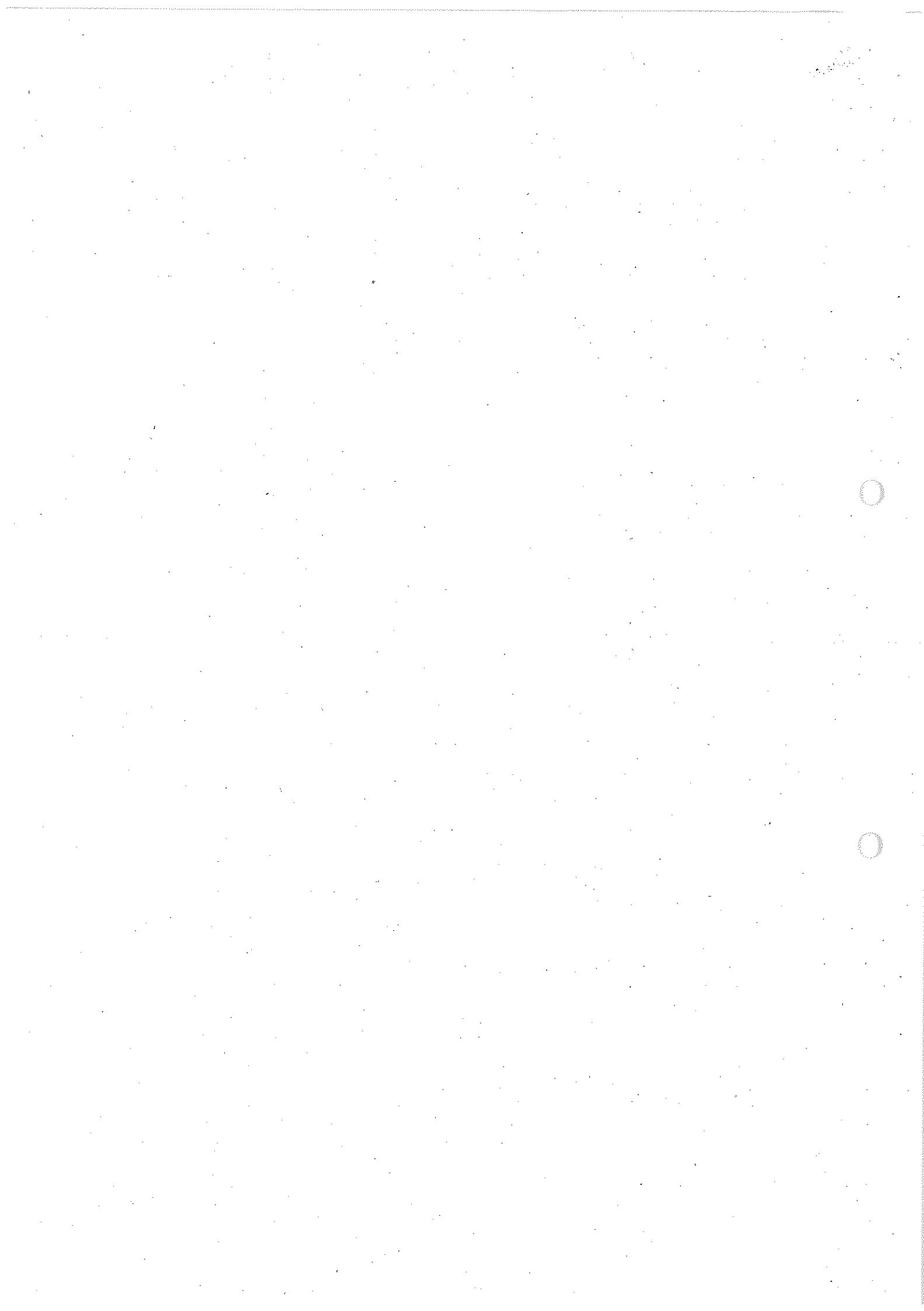
その他精製物又は適用\*

精製物名	表示値		計測値 (ppm)	グラフ サンプル	備考
	15	100			
90%M.F.S.V=ゼロ部修正	.....	.....	ゼロ点再調整 時間	はい/いいえ**	分
	.....	.....	再校正	はい/いいえ**	分
	.....	.....	時間	はい/いいえ**	分
	.....	.....	洗浄	はい/いいえ**	分
	.....	.....	時間	はい/いいえ**	分
精製物名	15	100	.....	.....	.....
90%M.F.S.V=ゼロ部修正	.....	.....	ゼロ点再調整 時間	はい/いいえ**	分
	.....	.....	再校正	はい/いいえ**	分
	.....	.....	時間	はい/いいえ**	分
	.....	.....	洗浄	はい/いいえ**	分
	.....	.....	時間	はい/いいえ**	分

\* このページはその他精製物又は適用について検査を行った時のみ証書に含めること。  
\*\* 適宜削除

附則

この通達改正は、平成28年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日前に建造に着手されたタンカー（技術基準省令第9条第1項第3号に規定する総トン数150トン以上のタンカーであって領海の基線から50海里を超える海域を航行する国際航海上に従事するものに限る。）であって油濃度が75%以上のバイオ燃料混合油を運送するものに設置するバラスト用油排出監視制御装置の油分濃度計に関する基準については、適用日以後最初の定期検査又は第1種中間検査の時期までの間は、なお従前の例による。



○海事法検査心得 II 検査規則省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 (H27. 09. 01)	現 行	備 考
(原動機の種類及び出力の基準) 1-2-0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認の対象原動機には該当しない。	(原動機の種類及び出力の基準) 1-2-0 (a) 次のいずれかに該当する原動機については、放出量確認の対象原動機には該当しない。	省令改正の条目 が対応
(船舶の改造) 1-22-1 (a) 第2号の「船舶の種類を変更する改造」とは、以下の種類に変更することをいう。各船舶の種類については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示検査心得を参照すること。 (1) タンカー等 (2) タンカー固体ばら積兼用船 (3) 液化ガスばら積船 (4) ばら積貨物船 (5) コンテナ船 (6) 冷凍運搬船 (7) 旅客船 (8) 自動車運搬船 (9) ロールオン・ロールオフ貨物船 (10) ロールオン・ロールオフ旅客船 (11) 液化天然ガス運搬船 (12) クルーズ旅客船 (13) 一般貨物船	(船舶の改造) 1-22-1 (a) 第2号の「船舶の種類を変更する改造」とは、以下の種類に変更することをいう。各船舶の種類については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示検査心得を参照すること。 (1) タンカー等 (2) タンカー固体ばら積兼用船 (3) 液化ガスばら積船 (4) ばら積貨物船 (5) コンテナ船 (6) 冷凍運搬船 (7) 旅客船 (8) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船) (9) ロールオン・ロールオフ貨物船 (10) ロールオン・ロールオフ旅客船 (11) 一般貨物船	告示改正対応

<p>1-23.2 (a) 第1号の「電気推進機関」とは、当該機関のみで船舶を航行させることができるものという。</p> <p>(b) 第2号の「主機にタービンを使用する推進機関」とは、主機として蒸気タービン、ガスタービンを用いるものという。</p>	<p>1-23.2 (a) 第1号の「電気推進機関」とは、当該機関のみで船舶を航行させることができるものという。</p> <p>(b) 第2号の「主機にタービンを使用する推進機関」とは、主機として蒸気タービン、ガスタービンを用いるものをいう。</p> <p>(c) 第3号の「国土交通大臣が定める船舶」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示」に掲げられている船舶をいう。</p>	<p>削除：誤記修正</p>
<p>(添付書類)</p> <p>1-26.0 (a) 二酸化炭素放出抑制指標を受ける場合には、二酸化炭素放出抑制装置の設置の別により、次のとおり書類が添付されていること。</p> <p>(1) 二酸化炭素放出抑制装置を設置していない船舶</p> <p>(イ) 船舶の製造仕様書</p> <p>(ロ) 二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書（以下、二酸化炭素放出抑制指標計算書」という。）</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書は少なくとも次の事項を記載したものとすること。</p> <p>1) 載貨重量トン数（旅客船又はクルーズ旅客船にあつては総トン数。自動車運搬船にあつては載貨重量トン数及び総トン数。）</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1-26.0 (a) 二酸化炭素放出抑制指標を受ける場合には、二酸化炭素放出抑制装置の設置の別により、次のとおり書類が添付されていること。</p> <p>(1) 二酸化炭素放出抑制装置を設置していない船舶</p> <p>(イ) 船舶の製造仕様書</p> <p>(ロ) 二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書（以下、二酸化炭素放出抑制指標計算書」という。）</p> <p>二酸化炭素放出抑制指標に関する計算書は少なくとも次の事項を記載したものとすること。</p> <p>1) 載貨重量トン数（旅客船又はクルーズ・ロールオン・ロールオフ旅客船にあつては総トン数）</p>	<p>省令改正対応</p>
		<p>附 則</p> <p>この通達改正是、平成27年9月1日から適用する。</p>

○海洋汚染等防止法検査心得 (V船舶の定義を定める告示)

改正後 (H27.9.1 施行)	新旧対照表
V海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示	V海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第三項第三号の船舶を定める告示
1.0 (a) 「附属書VI第二類別第二十五項から第三十九項までに規定する船舶」とは、以下の船舶をいう。	1.0 (a) 「附属書VI第二類別第二十五項から第三十五項までに規定する船舶」とは、以下の船舶をいう。
(1) タンカー等 (2) タンカーグリッドばら積兼用船 (3) 液化ガスばら積船 (4) ばら積貨物船 (5) コンテナ船 (6) 冷凍運搬船 (7) 旅客船 (8) 自動車運搬船 (9) ロールオン・ロールオフ貨物船 (10) ロールオン・ロールオフ旅客船 (11) 液化天然ガス運搬船 (12) クルーズ旅客船 (13) 一般貨物船	(1) タンカー等 (2) タンカーグリッドばら積兼用船 (3) 液化ガスばら積船 (4) ばら積貨物船 (5) コンテナ船 (6) 冷凍運搬船 (7) 旅客船 (8) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船) (9) ロールオン・ロールオフ貨物船 (10) ロールオン・ロールオフ旅客船 (11) 一般貨物船

(b) (1)～(13)の船舶の定義は次のとおりとする。

- (1) タンカー等  
タンカー及び有害液体物質ばら積船 (検査規則第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。) であるものをいう。ただし、貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものを除く。  
※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキャリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合又は船の長さが150m未満の船泊(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

(b) (1)～(11)の船舶の定義は次のとおりとする。

- (1) タンカー等  
タンカー及び有害液体物質ばら積船 (検査規則第1条第5項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。) であるものをいう。ただし、貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものを除く。  
※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキャリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合又は船の長さが150m未満の船泊(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

(傍線の部分は改正部分)

※ 指標基準省令第2条第3号の「タンカー等(次号に掲げるものを除く。)」に該当。

(2) タンカー固体ばら積兼用船  
タンカー及び有害液体物質ばら積船であるものをいう。ただし、貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。

※ 指標基準省令第2条第4号の「タンカー等(その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物に輸送のための構造を有するものに限る。)」に該当。

(3) 液化ガスばら積船  
危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。ただし、(11)液化天然ガス運搬船にあたるものとを除く。

※ 指標基準省令第1条第4項の「液化ガスばら積船」に該当

(4) ばら積貨物船  
貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。  
※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキャリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合及び船の長さが150m未満の船泊(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

※ 指標基準省令第1条第7項の「ばら積貨物船」に該当

(5) コンテナ船  
専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第5項の「コンテナ船」に該当

(6) 冷凍運搬船  
専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第6項の「冷凍運搬船」に該当

(7) 旅客船  
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。

(8) ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)  
自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船であって、人又は貨物を搭載していない自動車及びトラックを運送するものを除く。

※ 指標基準省令第2条第1号の「タンカー等(次号に掲げるものを除く。)」に該当。

(2) タンカー固体ばら積兼用船  
タンカー及び有害液体物質ばら積船であるものをいう。ただし、貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。

※ 指標基準省令第2条第2号の「タンカー等(その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物に輸送のための構造を有するものに限る。)」に該当。

(3) 液化ガスばら積船

危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第百四十二条に規定する液化ガスばら積船をいう。

※ 指標基準省令第1条第2項の「液化ガスばら積船」に該当

(4) ばら積貨物船

貨物倉がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有する貨物船をいう。  
※ 「ばら積みの固体貨物の輸送のための構造」とは、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号)第6編のバルクキャリアに関する特別規定、ばら積み固体貨物を運送する船舶についての構造要件を定める告示(平成11年運輸省告示第369号)等の要件を満たす構造をいい、一部の貨物倉のみに適用がある場合及び船の長さが150m未満の船泊(適用がある要件のみを満たしていれば差し支えない。)も含む。

※ 指標基準省令第1条第4項の「ばら積貨物船」に該当

(5) コンテナ船

専ら貨物倉及び甲板にコンテナを積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第5項の「コンテナ船」に該当

(6) 冷凍運搬船

専ら冷凍され、又は冷蔵された貨物を積載して運送する貨物船をいう。

※ 指標基準省令第1条第6項の「冷凍運搬船」に該当

(7) 旅客船

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第八条に規定する旅客船をいう。

※ (10)のロールオン・ロールオフ旅客船及び(12)のクルース旅客船にあたるものとを除く。

(8) 自動車運搬船  
ロールオン・ロールオフ貨物船のうち、二層以上の甲板を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として運送するものをいう。

※ 指標基準省令第1条第11項の「自動車運搬船」に該当

(9) ロールオン・ロールオフ貨物船  
自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船をいう。ただし、(8)の自動車運搬船にあたるものを除く。

※ 指標基準省令第1条第10項の「ロールオン・ロールオフ貨物船」に該当

(10) ロールオン・ロールオフ旅客船

自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船をいう。

※ 指標基準省令第1条第1項の「ロールオン・ロールオフ旅客船」に該当

(11) 液化天然ガス運搬船  
専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。

※ 指標基準省令第1条第6項の「液化天然ガス運搬船」に該当

(12) クルーズ旅客船

貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船をいう。

※ 指標基準省令第1条第2項の「クルーズ旅客船」に該当

(13) 一般貨物船

(1)から(12)までに規定されている船舶以外の船舶であって、主として乾貨物を運送する貨物船をいう。ただし、所謂、核燃料運搬船、重量物運搬船、家畜運搬船、ヨット運搬船、はしけを運搬する船舶を除く。

(d) (a) (1)～(11)には所謂、作業船、バージ等は含まれない。従つて、これらの船舶は二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けることを要しない。  
(e) 上記について疑義が生じた場合は、海事局安全基準課まで問い合わせること。

(8) 自動車運搬船  
するためには設計されたものをいう。

※ 指標基準省令第1条第7項中の「自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船」に該当

(9) ロールオン・ロールオフ貨物船  
自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船であって、(8)のロールオン・ロールオフ貨物船(自動車専用船)以外のものをいう。

※ 指標基準省令第1条第7項中の「自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する貨物船」に該当

(10) ロールオン・ロールオフ旅客船  
自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船をいう。

(11) 一般貨物船  
(1)から(10)までに規定されている船舶以外の船舶であって、主として乾貨物を運送する貨物船をいう。ただし、所謂、核燃料運搬船、重量物運搬船、家畜運搬船、ヨット運搬船、はしけを運搬する船舶を除く。

(d) (a) (1)～(11)には所謂、作業船、バージ等は含まれない。従つて、これらの船舶は二酸化炭素放出抑制指標に係る確認を受けることを要しない。  
(e) 上記について疑義が生じた場合は、海事局安全基準課まで問い合わせること。

附 則

この通達改正は、平成27年9月1日から適用する。

